

生活保護制度の改正についての指定都市市長会提言（案）

全国の被保護世帯数は平成 28 年 12 月現在 164 万世帯を超え、過去最多を更新している。

また、平成 28 年 3 月には被保護世帯に占める高齢者世帯の割合が初めて 5 割を超え、指定都市においても、平成 28 年 12 月時点で被保護世帯数全体では前年同月比 100.1%とほぼ横ばいであるのに対して、高齢者世帯は 103.9%と増加している傾向がみられる。高齢者世帯に対する生活保護での支援は経済的給付が中心となっており、自立助長を目的の一つとする生活保護制度が結果として年金制度を補完する役割を担うこととなっている。

さらに、医療の高度化、高齢化の進展に伴って増加を続けている医療扶助費については、生活保護費全体の約半分を占めている状態にあり、今後も益々増加していくものと考えられ、医療扶助の適正化は喫緊の課題となっている。

加えて、複雑多様化する社会保障制度の中で、ケースワーカーへの負担も増大しており、いかにして事務手続の負担を軽減し丁寧な自立支援に注力するかといった課題も生じている。

こうした中、平成 30 年度に見直しが見込まれている法改正に向けた動きも具体化してきており、国は地方公共団体の意見を聴取する場として「生活保護制度に関する国と地方の協議」を開催し、指定都市市長会も協議の場に参画して大都市特有の課題について意見を述べている。

そこで、法改正にあたっては地方公共団体の意見を十分に反映されるとともに、とりわけ、次の点について必要な措置を講じられるよう提言する。

記

- 1 現状、高齢者世帯にとって生活保護は年金を補完する側面が中心となっていることから、生活保護制度ではなく、社会保障制度全般の中で高齢者を支援する仕組みを構築すること。
- 2 喫緊の課題である医療扶助の適正化については、「最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担の導入」や「予防観点も含めた健康管理支援事業の強化」、「医師が使用不相当と判断した場合を除く後発医薬品の使用義務化」などの抜本的な改正をすること。
- 3 生活保護法第 78 条に基づく徴収金以外の返還金等について、被保護世帯の利便性の向上と債権管理適正化の観点から、保護費との調整を可能とするよう規定整備するとともに、破産法との整理を行うこと。

平成 29 年 5 月 日
指定都市市長会